

加西市雨水貯留施設設置技術基準

1. 目的

この基準は、加西市雨水貯留浸透施設設置助成金交付要綱(平成26年6月1日施行)の規定に基づく雨水貯留施設の設置について、必要な事項を定めるものとする。

2. 用語の定義

本基準で用いる用語は、それぞれ以下のように定義する。

- (1) 雨水貯留施設・・・屋根に降った雨水を貯留する貯留槽及びその付帯設備をいう。
- (2) フィルター等・・・雨水に含まれる埃や枯葉等のごみが貯留槽に流入しないように、ろ過するものをいう。
- (3) オーバーフロー・・・貯留槽が満水になった後、溢れることをいう。

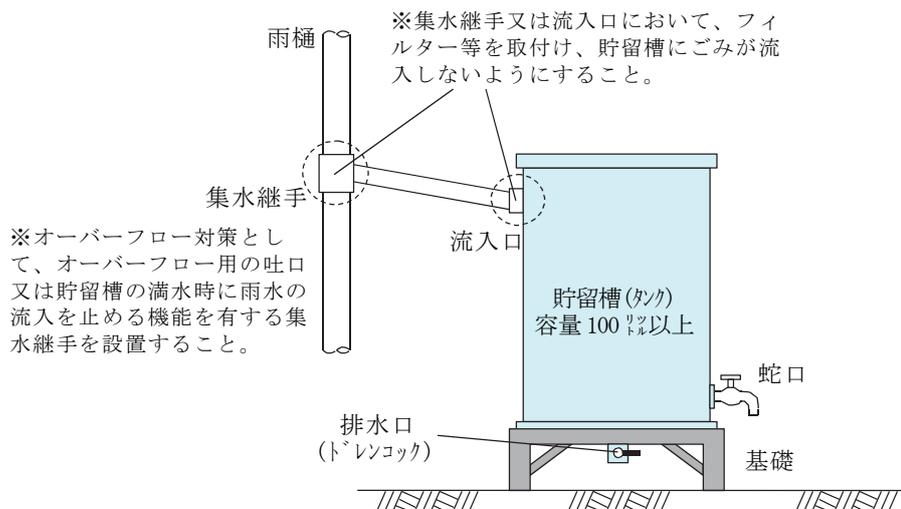
3. 雨水貯留施設の技術基準

3-1 雨水貯留施設の設置条件

雨水貯留施設の設置条件は、表-1のとおりとする。なお、雨水貯留施設の構造は、図-1を標準とする。

表-1 雨水貯留施設の設置条件

項目	設置条件
貯留槽本体 (タンク本体)	<ol style="list-style-type: none">① 容量が100リットル以上であること。② 用途が散水目的のものであること。ただし、災害等の非常時は、この限りでない。③ 市販のものであること。ただし、他の設置条件を満たし、助成金の交付に当たって支障をきたさないと市長が認めた場合は、この限りでない。④ 埃や虫等の混入が防止できる蓋があること。⑤ 藻の発生を防ぐため、材質が高密度ポリエチレン、ステンレス等日光を遮断できる材質であること。
付帯設備	<ol style="list-style-type: none">① 雨樋から雨水を集水する構造とすること。② 集水継手又は流入口において、フィルター等がついていること。③ オーバーフロー対策として、オーバーフロー用の吐口又は貯留槽の満水時に雨水の流入を止める機能をもつ集水継手を設置すること。



図－1 雨水貯留施設の標準構造図

3-2 雨水貯留施設の施工方法

雨水貯留施設の施工方法は、施設の種類により多少の違いがあるものの、概ね以下のとおりである。

- (1) 貯留槽の設置場所を水平に地ならしし、架台等の基礎を設置する。
- (2) 基礎の上に貯留槽を載せる。
- (3) 基礎と貯留槽を固定し、風等で飛ばないようにする。
- (4) 雨樋の一部を切り取り、集水継手を取り付け、雨樋から貯留槽へ配管する。なお、集水継手又は流入口において、フィルター等を設置する。
- (5) オーバーフロー対策として、オーバーフロー用の吐口又は貯留槽の満水時に雨水の流入を止める機能をもつ集水継手を設置する。

3-3 雨水貯留施設の維持管理

雨水貯留施設の維持管理に当たっては、以下の項目について留意するものとする。

- (1) 梅雨及び台風等の大雨が予測される時は、事前に貯留槽内に溜まった雨水を排水するよう心がける。
- (2) 土砂、ごみ等が堆積しないよう、貯留槽内を定期的に点検し、必要に応じて清掃する。
- (3) フィルター等は定期的に点検し、付着したごみは除去する。
- (4) 維持管理を行うとき以外は、貯留槽の蓋を閉めておき、ごみの進入やボウフラの発生を防ぐ。

附則

この技術基準は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。